

東信地域広域連携事業 2018年9月27日(木) 事業承継税制説明会 聴講無料

# 新 事業承継税制の解説と ケーススタディ

～今後5年以内の承継対策が必要となる税制のポイント～

経営者の高齢化が進む中で、事業承継問題は喫緊の課題となっています。平成30年度の税制改正では、期間限定で事業承継税制の要件が大幅に緩和され、中小企業にとって活用しやすい制度になっています。新制度を活用するには、5年以内(2023年3月まで)の承継対策が必要となるなど、押さえておくべきポイントがいくつかあります。

10年以内に事業承継を考えている経営者・後継者・経理担当者の方は、今回の特例制度を今後の経営対策の参考にぜひご聴講ください。

●日 時：平成30年9月27日(木) 午後1時30分～午後3時30分

●場 所：上田商工会議所 5階ホール

●講 師：関東信越税理士会 所属 税理士 小山 宏幸 氏

●内 容：①事業承継税制の概要  
②特例事業承継税制の留意点  
③特例事業承継の適用を受けるための手続き

●受講料：無 料

●定 員：40 名

●申込方法：下記申込書に必要事項をご記入のうえ、  
**9月25日(火)までにFAX(25-5577)**  
またはホームページよりお申込ください。

●問合せ先：上田商工会議所 総務課 TEL.22-4500

●主 催：上田商工会議所 法務・金融部会  
中小企業相談所 東信ビジネスリレーセンター  
小諸商工会議所 佐久商工会議所

### 事業承継税制とは

事業承継税制とは、後継者が相続や贈与によって取得した自社株について、後継者による事業承継などを要件として相続税・贈与税の納税が猶予される制度です。

平成30年税制改正では、10年間の期間限定措置として、特例制度が創設され、①対象株式数・猶予割合の拡大、②対象者の拡大、③雇用要件の弾力化、④新たな減免制度が盛り込まれ、使い勝手の良い制度となりました。

## 事業承継税制説明会 参加申込書

申込先 FAX：0268-25-5577 上田商工会議所 総務課 行

事業所名			
所在地			電話番号
参加者名		参加者名	

※ご記入いただいた個人情報については、今後上田商工会議所が行う講習会のご案内に利用させていただく場合があります。